

**強要未遂罪を認定すべきだとして脅迫罪を認めた原判決を破棄した事例**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷  
【裁判年月日】 令和5年9月11日  
【事件番号】 令和4年（あ）第125号  
【事件名】 脅迫、強要未遂被告事件  
【裁判結果】 原判決破棄、差戻し  
【参照法令】 刑法223条1項・2項  
【掲載誌】 刑集77巻6号181頁、裁時1823号8頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25573036

立命館大学特任教授 松宮孝明

**事実の概要**

1 関西の生コン輸送トラック運転者らで作るC産別労働組合D支部（以下「D支部」と記す。）の執行役員であるAおよび同組合員であるBは、株式会社E（以下「E社」と記す。）取締役のFに対し、同社の日雇運転手であるD支部組合員Gの正社員化や一時金支払いなどを要求する団体交渉の申入れをしていたがE社がこれを拒否し続けた中で、Gの子の保育所継続利用のために必要となったGの就労証明書の作成等を、他のD支部執行委員らとともに怒号を交えて求めた。

E社は、GがD支部の組合員となった後、前年までと異なり就労証明書の作成等を拒否していた（原判決は、これには不当労働行為の疑いが否定できないとしている。）。そのため、被告人らはその作成等を求めて同社事務所への訪問を重ねたところ、2017年11月27日の訪問時、交渉の相手となっていたFが高血圧緊急症によって体調不良に陥った。それにもかかわらず、被告人らはなおも上記就労証明書の作成等を執拗に求めた上、さらに、その後もD支部執行委員であるHらとともにE社の事務所を5回（2017年11月29日、同月30日に2回、同年12月1日、同月4日）訪問した<sup>1)</sup>。被告人らはこれら一連の行為について強要未遂罪の共同正犯で起訴された。

2 第1審判決<sup>2)</sup>は、保育所継続利用のための就労証明書の作成等の義務の根拠となる子ども・子育て支援法4条<sup>3)</sup>の規定内容は抽象的・一般的な義務を定めるものにすぎず、事業主一般

に対して具体的な義務を定めた規定ではないなどとして、E社には就労証明書の作成等する義務はないとし、6回の訪問における被告人らの行為をすべて強要未遂罪に当たるとした。

3 これに対して原判決<sup>4)</sup>は、同年12月4日のHの怒号以外の要求がE社側のあいまいな態度に対して明確な返答を求めようと執拗なものになったのはある程度やむを得ないことであるなどと述べて「社会的相当性の欠如を導くことはできない。」等とし、罪責の対象から外した。

その際、原判決は、被雇用者については就労証明書の提出が保育所継続利用のための原則的な方法とされていること等を理由に、E社には「就労証明書の作成・提出する、少なくとも社会生活上の義務があり、被告人らが、E社に対して就労証明書の作成等を求めても、「義務のないことを行わせ」る行為とはならないと述べ、第1審判決は、強要未遂罪の解釈適用を誤り、ひいては事実を誤認したとして、被告人兩名について第1審判決を破棄した。その上で、原判決は、同月4日にHがFに対して怒号したことを、これは「就労証明書作成等の要求等とは直接関係のない」ものであるが、「その害悪告知はAを畏怖させるに十分なもの、すなわち脅迫と認められる。」と述べ、強要未遂罪の訴因の縮小認定として、Aに対してHとの脅迫罪の共同正犯を認定し、Bに対しては無罪を言い渡した（下線筆者。以下同じ）。

**判決の要旨**

原判決破棄、差戻し。

(1) 「E社は、日雇運転手として雇用していたGに対し、労働契約に付随する義務として、その子の保育所の継続利用のため、……就労証明書を作成等すべき信義則上の義務を負っていたと認められる。」

(2) 「しかしながら、人に義務の履行を求める場合であっても、その手段として脅迫が用いられ、その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合には、強要罪が成立し得るというべきであるから、原判決が、Gを雇用している旨の就労証明書を作成等すべきE社の義務の有無について、第1審判決が事実を誤認したことを指摘しただけで、……第1審判決が前提とするその余の事実関係について、第1審判決の認定が不合理であるかどうかを検討しないまま、強要未遂罪の成立を認めた第1審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとしたことは、是認することができない。」

(3) 「原判決は、11月27日の……訪問時、被告人両名がFの仮病を疑ったことには無理からぬ面があるなどというが、仮病を疑ったとしても、体調不良の認識が直ちに排斥されるわけではないから、仮病を疑ったことを指摘することによって、被告人両名がFの体調不良を認識していたはずであるとした第1審判決の認定が不合理であることを十分に示しているとはいえない。」

「原判決は、同月29日から12月1日までの間、被告人両名らがFに対して要求したのは、同社が就労証明書を作成等するかしないかの回答であって、Fはこの点について明確な回答をしなかったなどというが、前記……の被告人両名ら及びFの各発言の趣旨等について、被告人両名らは就労証明書の作成等を要求し、Fは作成等するつもりがないことを示していたとした第1審判決とは別の見方もあり得ることを指摘しているにすぎず、第1審判決の認定が不合理であることを示したものとはいえない。」

「原判決は、同月2日以降の監視行為の目的を、同社の廃業を監視することにあつたとするだけで、就労証明書の作成等に向けた圧力という併存し得る目的を認定した第1審判決を不合理であるとするだけの根拠を示しているとはいえない。」

「原判決は、同月4日の被告人A及びHの各発言について、当初の被告人Aの発言を除き、就労

証明書の作成等を強制する行為とは認められず、そのうち被告人Aの各発言は、Fに対する害悪の告知にも当たらないなどというが、被告人両名らが一貫してFに対して就労証明書の作成等を要求していたという経緯や各発言の内容、各発言の際の被告人AとFの位置関係等に照らし、被告人A及びHの各発言を、一連のものとして、当時同社において唯一就労証明書を作成等することができたFに対し、就労証明書の作成等を要求するものであるなどと判断したと解される第1審判決の不合理性を指摘できているとはいえない。」

(4) 「第1審判決が前提とする事実のうち、就労証明書を作成等すべき義務の有無について事実の誤認を指摘しただけで、強要罪の成立を基礎付けるその余の事実関係について、その認定の不合理性を検討しないまま、強要未遂罪の成立を認めた第1審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした原判決は、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものと評価することはできず<sup>5)</sup>……、刑法382条<sup>6)</sup>の解釈適用を誤ったものというべきであり、この違法は判決に影響を及ぼすものであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意味

1 刑法223条1項は、強要罪として、「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」ことを要求し、同条2項はその未遂を処罰する。

2 本判決は、本件における被告人らが要求した「就労証明書」の作成等については、労働契約に付随する義務として、雇主であるE社は就労証明書を作成等すべき信義則上の義務を負っていたと認めている<sup>7)</sup>。この点については、子ども・子育て支援法4条等の法律上の明文にないことを理由に「就労証明書」の交付要求を義務なきものとした本件第1審判決の事実認定（実質は法令解釈）を不合理とした原判決を確認している。

3 他方で、本判決は、「人に義務の履行を求める場合であっても、その手段として脅迫が用いられ、その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合には、強要罪が成立し得る」とする一般

論を示している。この点は、最高裁で初めての判断ではないかと思われる。よって、刑法学者の判例評釈は、この論点に集中している<sup>8)</sup>。

4 しかし、その前提として、本判決は、さらに、原判決が「罪となるべき事実」とした12月4日以外の5回の訪問時の行為も、判決の要旨の(3)に示したように、「就労証明書の作成等を要求するものであるなどと判断したと解される第1審判決の不合理性を指摘できているとはいえない」等と述べていることにも、注目しなければならない。つまり、差戻審には、第1審判決が「罪となるべき事実」とした6回のすべての行為について、包括して強要未遂罪成否の判断が求められるのである。それも、原判決で無罪とされたBについても、である。

## 二 「義務のないことを行わせ」の解釈

1 本判決は「人に義務の履行を求める場合であっても、その手段として脅迫が用いられ、その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合には、強要罪が成立し得る」という。しかし、実は原判決も、「義務のあることの実行を求める場合でも、その手段として暴行・脅迫を用い、その態様等が社会的に相当な範囲を超えていれば、……強要（未遂）罪の成立を認めるべき場合があることも否定できない」と判示していた。ここにいう「社会通念上受忍すべき限度」と「社会的に相当な範囲」には実質的な相違はないであろうし、いずれにしてもその限度ないし範囲内であれば、脅迫罪も成立しないであろう。

2 したがって、これでは義務履行を要求する行為が脅迫罪に該当すれば、同時に強要（未遂）罪も成立してしまうので、本罪が特に「義務のないこと」の要求を本罪の要件としている意味が失われてしまう<sup>9)</sup>。しかし、いずれにせよ本件については、原判決は12月4日のHの怒号を除き被告人らの行為は「社会的に相当な範囲を超えて」ないと判断しているのであるから、本判決がこれらを「社会通念上受忍すべき限度を超える」と評するのであれば、その根拠を示さなければならない。しかし、この点については、本判決は原判決とは「別の見方もあり得ることを指摘しているにすぎず」、有罪認定に対する控訴審の「合理的な疑い」が誤りであることを指摘したとはいえない。

3 なお、「その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合には」そのような脅迫に基づく要求は「義務のないことを行わせ」るものだとする根拠として、債権者が債権額を超える金額を恐喝した場合に交付された全額に対する恐喝罪を認めた裁判例<sup>10)</sup>が援用される<sup>11)</sup>。

しかし、金銭債権の取立てに関しては、特に多重債務者を相手とする場合、偏頗弁済を考えれば分かるように、債権者には債権全額を当然に自己のものとする権利があるわけではないので、相手方にも債権全額を引き渡す義務が当然に認められるわけではない<sup>12)</sup>。したがって、金銭債権に関する裁判例を根拠に、強要罪にも同じことが妥当するとはいえない。

## 三 「罪となるべき事実」の拡張？

1 他方、仮に被告人らが「義務のないこと」を強要したとしても、本判決によって「罪となるべき事実」が第1審の認めた範囲に自動的に拡張されるものでもない。というのも、本判決は、たとえば被告人らがFの仮病を疑って執拗に就労証明書を要求したことにつき、「仮病を疑ったとしても、体調不良の認識が直ちに排斥されるわけではない」等の理由から「第1審判決の認定が不合理であることを十分に示しているとはいえない。」という。しかし、これもまた原判決「とは別の見方もあり得ることを指摘しているにすぎず」、かつ、Fの仮病の疑いを被告人らが抱いたことは否定されないのであるから、被告人らがなお交渉を要求することは自然なことである。

2 同じことは、「Fは作成等するつもりがないことを示していたとした第1審判決とは別の見方もあり得ることを指摘しているにすぎず」という判示にも妥当する。なぜなら、これは、就労証明書の作成等についてFは「明確な回答をしなかった」という原判決の見方もあり得ることを排斥するものではないからである。

3 さらに、本判決が強要未遂の行為類型に該当し得る「罪となるべき事実」を拡張する趣旨であれば、これに対しては、差戻審は、あらためて労働組合活動の正当行為として、違法性阻却の有無と範囲を検討しなければならない。本判決は、E社の不当労働行為の疑いという背景事情にはまったく言及していないからである。

#### 四 上告審による無罪破棄——最高裁の心証による有罪判決の復活？

1 ところで、本判決が、原判決には刑訴法382条の解釈適用に誤りがあるとした理由は、「第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものと評価することはでき」ていないというものであった。そして、この先例として、最判平24・2・13(刑集66巻4号482頁)を挙げている。本判決は、これによって、Aに対する「罪となるべき事実」の縮小認定とBに対する無罪判決も破棄してしまった。

2 しかし、本判決が参照した上記最判平24・2・13は、裁判員裁判での無罪判決を破棄する要件を示したものである。その理由は、「第1審において、直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されている」ことに求められている<sup>13)</sup>。

他方、控訴審は、刑訴法400条但書によれば、必要とあらば「直接主義・口頭主義の原則」に則って証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性を判断することができる。その結果、仮に控訴審が第1審の有罪判決に「合理的な疑い」があると感じた場合には、これによる原判決破棄を否定する理由はない<sup>14)</sup>。

3 これに対して、上告審は証拠調べをしない審級である。その上告審が、原判決の無罪とは別の見方もあり得ることを指摘しているにすぎないのに控訴審の無罪部分を破棄できるというのは、頗る疑問である。

#### ●—注

- 1) 結局、E社は就労証明書を作成しなかったが、同年11月28日に市役所が就労証明書に代わる書類としてG本人作成の申立書を受け付けたことによって保育所問題は一応の解決をみた。しかし、就労証明書は雇用関係を証明する文書としての意味合いがあり、被告人らはGの正社員雇用を勝ち取るための大きな材料になると考えて、その獲得を目指していた。
- 2) 京都地判令2・12・17刑集77巻6号345頁。
- 3) 同法4条は「事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努

めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。」と定め、同法22条は「教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と定める。

- 4) 大阪高判令3・12・13刑集77巻6号345頁。
- 5) ここで、最判平24・2・13刑集66巻4号482頁の参照が求められている。
- 6) 同条には「事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであること」と記されている。なお、同法400条但書には「控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。」と記されている。
- 7) 筆者が原判決について述べたように(松宮・労旬2004号(2022年)49頁以下)、原判決がいう「社会生活上の義務」(Verkehrspflicht)も契約に付随する実定法的義務であるから、契約に伴う「信義則上の義務」と実質的な相違はない。
- 8) 筆者が知り得た実体法に関する本判決の評釈として、橋爪隆「判批」YOLJ-L2311011(2023年)、前田雅英「判批」WLJ判例コラム309号(2024年)、松澤伸「判批」令和5年度重判解(2024年)136頁、松原芳博「判批」法教525号(2024年)125頁。
- 9) 松原・前掲注8)125頁、同『刑法各論〔第3版〕』(日本評論社、2024年)91頁注16。
- 10) 最判昭30・10・14刑集9巻11号2173頁。
- 11) 山口厚『刑法各論〔第3版〕』(有斐閣、2024年)79頁、橋爪・前掲注8)、前田・前掲注8)、松澤・前掲注8)137頁。
- 12) 偏頗弁済は、破産手続開始の前後を問わず、破産法266条により、最高5年の懲役に処される。
- 13) 高野隆「公判は白表紙起案をすることでない 差戻公判覆審説」刑弁120号(2024年)47頁は、直接主義・口頭主義を憲法の要請として再確認する。同旨、松宮孝明『刑事再審制度の意味とその改革』(成文堂、2022年)71頁以下。
- 14) これは、第1審の有罪判決に記録上論理則・経験則の違反はないけれども、控訴審段階で真犯人などの無罪証拠が出てきた場合を考えれば、容易に理解できよう。この場合には、原判決に論理則・経験則の違反がなくても、控訴審は当然に原判決を破棄できるのだから、破棄理由を論理則・経験則の違反に限るべきではない。しかし、手続法に関する本判決の評釈類(亀井源太郎「判批」法教520号(2024年)119頁、秋葉康弘「判批」令和5年度重判解(2024年)156頁)では、これは意識されていない。